

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 8 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局
保 育 課
子育て支援課
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

夜間保育所における子ども・子育て支援の実施について

日頃より、児童福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化など、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、夜間保育所においては、特に配慮が必要な子どもや子育て家庭への生活面への対応など、個別的な援助が一層必要となってきました。

現在、市町村において実施している「子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）」や「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」等については、職員配置等の基準を満たした上で、夜間保育所での実施も可能となっています。

夜間保育所において当該事業等を実施することについては、その開所時間帯や支援内容の専門性等に鑑み、子ども・子育て支援の充実に繋がる有効な方策であると考えられます。

貴課におかれましては、別紙「夜間保育所において子ども・子育て支援を実施する場合の国の支援施策」について、十分御了知の上、地域の実情に応じ、夜間保育所における子ども・子育て支援の実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）への周知につき、ご配慮いただきますようお願いいたします。

<担 当>

厚生労働省子ども家庭局保育課
地域保育係 鈴木、長谷川
TEL : 03-5253-1111 (内線 4848)

別 紙

夜間保育所において子ども・子育て支援を実施する場合の国の支援施策

1. 夜間保育所に対する国の支援施策

① 子どものための教育・保育給付費交付金

就学前児童が教育・保育施設等から受けた教育・保育に要した費用の一部を負担するもの。

※ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）に基づき必要となる職員数を上回って配置されている職員については、業務に支障のない範囲で「子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）」や「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」等の他事業と兼務することが可能。なお、当該他事業と兼務する職員に係る人件費については、他事業との二重計上とならないよう適切な管理に努めることが必要。

【負担率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4^{注1}

注1：「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0～2歳児相当分）については事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充当

【補助単価】月額約6,390千円（うち夜間保育加算月額約685千円）^{注2}

注2：保育所（定員40名、地域区分20/100）のモデルケースの場合

② 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金）

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、引き続き保育を実施するために必要な経費の一部を補助するもの。

※ 放課後健全育成事業の利用児童がおおむね2人以下であるときは、一定要件を満たした上で、延長保育事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することが可能。

【負担率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助単価】月額約462千円^{注3}

注3：保育所（標準時間認定6時間延長）の場合

③ 保育所等整備交付金

市町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の創設、増築、老朽改築等の施設整備事業の実施に必要な経費の一部を補助するもの。

※ 本交付金を活用して設置した保育所等の空きスペースにおいて、保育の実施に支障のない範囲で、子育て短期支援事業及び放課後児童健全育成事業等を行うことが可能。

【負担率】 国 1 / 2、市町村 1 / 4、設置主体 1 / 4^{注4}

注4：子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、
国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、設置主体 1 / 4

【補助単価】 年額約 61,500 千円^{注5}

注5：保育所（創設、定員 40 名、加算なし）の場合

④ 賃貸物件による保育所改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

賃貸物件による保育所の新設、定員の拡大、老朽化への対応に必要な改修費等の一部を補助するもの。

【負担率】 国 1 / 2、市町村 1 / 4、設置主体 1 / 4^{注6}

注6：子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、
国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、設置主体 1 / 4

【補助単価】 年額 32,000 千円^{注7}

注7：「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてに基づいて実施する保育所本園の場合

2. 子育て短期支援事業に対する国の支援施策

① 子育て短期支援事業（子ども・子育て支援交付金）

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、保護者の疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、子どもを児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施に必要な経費の一部を補助するもの。

※ 当該事業の職員が夜間保育等を兼務する場合の person 費については、二重計上とならないよう適切な管理に努めることが必要。

【負担率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助単価】

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児	年間延べ日数	×	8,630 円
イ 2歳以上児	年間延べ日数	×	4,720 円
ウ 緊急一時保護の母親	年間延べ日数	×	1,200 円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分	年間延べ日数	×	900 円
(イ) 宿泊分	年間延べ日数	×	900 円
イ 休日預かり事業	年間のべ日数	×	2,010 円
ウ 児童の送迎の経費	か所数	×	61,719 円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000 円

3. 放課後児童健全育成事業に対する国の支援施策

① 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために必要な経費の一部を補助するもの。

※ 当該事業の職員が夜間保育等を兼務する場合の person 費については、二重計上とならないよう適切な管理に努めることが必要。

【負担率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助単価】

1 運営費 年額 4,306 千円^{注8}

注8：児童数 36～45 名（1 支援の単位）の場合

2 放課後子ども環境整備事業 年額 12,000 千円 等

② 放課後児童クラブの整備費（子ども・子育て支援整備交付金）

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助するもの。

【負担率】

（市町村が整備を行う場合）

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3^{注9}

注9：一定の要件を満たした上で、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

（市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合）

国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3^{注10}

注10：一定の要件を満たした上で、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合

国 1 / 2 都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4

【補助単価】

年額 26,562 千円^{注11} 等

注11：創設又は改築、加算なしの場合

※一定の要件を満たした上で、放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合 年額 53,124 千円

※ 補助単価は全て平成 30 年度交付要綱等によるもの